

多摩市みんなの文化芸術条例(令和4年4月1日施行)

わかりやすい版

多摩市の“文化”や“芸術”をみんなで発展させていく条例を、市民や文化芸術に関わっている人たちと共に制定しました。

文化芸術活動が持続的に行われ発展していくためには、下記の4つの立場の人たちが必要です。そのため、それぞれの立場の人たちを支援し、増やしていくことを目指すものとなりました。

文化・芸術に関わる人たち



①鑑賞者



②自ら文化芸術活動を行う人



③活動の実現を支える人



④継承・普及に取り組む人



? わたしたちが 今からできることは どんなことだろう ?

それは…普段の生活で 楽しんでいること・やっていることに 意識を向けること！
そうすると そこから いろいろな広がりや発見につながっていきます

①意識し気づく

おもしろそう。行ってみたい？



有名な楽団が好きなゲームの音楽のコンサートをやるって

②興味をもつ



初めてオーケストラを聴いたけれど、生演奏は迫力があって心にひびくなあ

③興味の幅を広げる

私は子供たちに音楽の良さを伝えていく活動をしたいな



音楽が身近にあるって楽しいな。自分でも楽器の演奏をはじめてみようかな

1 条例ってなんだろう？

「条例」とは、市の基本的な考えや方向性、ルールなどを、市議会の決定（議決）を経て定めたものです。

当市では、令和4年4月1日に、文化芸術でどんな多摩市にしていきたいのかの方向性を定めるものとして、「多摩市みんなの文化芸術条例」を制定しました。

2 「文化芸術」って、どんなこと？ 自分の生活とは関係ないのでは？

「文化芸術」は身の回りにたくさんあります。

例えば…

【音楽、絵画、彫刻、映画、演劇、舞踊、写真、落語、漫才、コント、小説、エッセイ、詩、短歌、俳句、川柳、絵本、漫画、アニメ、ファッション、デザイン、美術工芸品、文化財、建築物、歴史、食、伝統文化、伝承遊びなどなど】

また、例えばこんな場面も、「文化芸術」の場といえます。

【お遊戯会、学芸会、ピアノやバレエの発表会、お絵描き、展覧会、絵本の読み聞かせ、合唱祭、カラオケなど もちろん図画工作や音楽の授業も】

この条例では、このように「文化芸術」の範囲を広くとらえ、私たちの生活に身近で、潤いと安らぎをもたらしてくれるものだととらえています。



3 どうして文化芸術条例をつかったの？

文化芸術は、観たり、聴いたり、作ったりすることで、私たちの心を豊かにしたり、悲しさをやわらげたり、新しい考えを生み出す力を育ててくれます。

また、文化芸術は、それぞれの人の自由な考えや行動から生み出されるものであり、必ずしもただ一つの正しい答えがあるわけではないため、その分、人と人とお互いの違いを認め合い、つながっていくことが大切になってきます。

文化芸術は、私たちの暮らしを楽しく豊かにする力があります。だからこそ、一人ひとりの考えを大切にして、みんなでもっともっと文化芸術を盛り上げていきたいと考え、この条例を作りました。

4 誰のための条例なの？

多摩市に住んでいる人や、多摩市の学校や会社に来ている人、多摩市に来ている文化芸術活動をしている人など、赤ちゃんから高齢者まで、多摩市に関わっているすべての人に向けた条例です。

5 条例の名前に「みんなの」と入っているのは、なぜ？

この条例は、芸術家や音楽家、俳優など、アーティストだけに向けたものではなく、皆さん一人ひとりにとって、自分も関係があると思ってもらい、みんなで多摩市の文化芸術を盛り立てていけるように、条例の名前に「みんなの」と入れました。

6 この条例で大切にしていることは、なに？

以下、8つのこととなります。

- ① すべての人が、文化芸術に関わることができ、文化芸術を通してお互いに理解しあえる地域となるようにすること
- ② 文化芸術の活動を行っている人が、誰にも邪魔されずに自由な発想で活動できるようにすること
- ③ 文化芸術の活動を行っている人が、もっと活動しやすいように支えていくこと
- ④ 未来に向けて、文化芸術活動を行う人を育てていくこと
- ⑤ これまでの文化や文化財を守り、引きつがれるようにしていくこと
- ⑥ 文化芸術を観たり聴いたりする人を増やすこと
- ⑦ いろいろな人々や活動が関わり合えるようにすること
- ⑧ いろいろな文化芸術活動を行っていくことで、人々の生活が良くなるとともに、文化芸術の発展に役立つようにすること



7 どんなことを目指しているの？

以下、5つのこととなります。

- ① 市民の誰もが文化芸術を受け止め、楽しみ、創り、表現する権利を持っているということを、一人ひとりが意識し、その活動をお互いに尊重するようになること
- ② 文化芸術活動を行ったり、支えたりする人々が、市民や地域を意識して表現活動を行うようになること
- ③ 文化芸術活動を行ったり、支えたりする人々が、さまざまな活動を人の心や体を傷つけることなく、自由に行うようになること
- ④ 普段から文化芸術に親しめるようにして、積極的に観たり聴いたりする、文化芸術に興味を持った人が増えること
- ⑤ 赤ちゃんの時から文化芸術に触れる機会を増やし、大人になるまでの間、誰もが、良い文化芸術を体験しやすいようにすること



8 文化・芸術活動の発展のために、何をすればいいの？

以下の4つのこととなります。

- ①誰もが文化芸術活動に親しめるように、場所の確保や支える仕組みなどの環境を整えること
- ②文化芸術を観たり聴いたりする人が増えるように、普段から文化芸術に触れられるような機会を広く提供すること
- ③どんな境遇の子どもたちでも、赤ちゃんの時から文化芸術に触れ、「楽しい、面白い、感動した」という経験ができる機会を作れるよう、すべての人たちが心がけるような街にすること
- ④「表現の自由」を大切に、公正で中立な立場に立ち、文化芸術活動を行う方々の自主性を尊重すること



条例の詳しい内容や条文の背景を解説する
解説版はこちらをご覧ください➡



令和4年6月発行
多摩市文化・生涯学習推進課
住所 多摩市関戸6-12-1
電話 042-338-6882
FAX 042-371-3711